

令和2年度 第2回旭川市社会教育委員会議 議事録

日 時	令和2年7月3日(金) 午後5時00分～午後6時45分
場 所	旭川市神楽公民館 第1学習室
出席者(委員)	赤堀委員, 荒木閣委員, 泉委員, 角委員, 神林委員, 工藤委員, 小林委員, 佐川委員, 佐藤委員, 鈴木委員, 中村委員, 仁木委員
出席者(職員)	黒蕨教育長, 高田社会教育部長, 酒井社会教育部次長, 吉田社会教育部次長, 高桑文化振興課長, 山本文化ホール担当課長, 片山公民館事業課長, 西野中央図書館長, 石原博物館長, 稲垣社会教育課長補佐, 村椿社会教育課長補佐, 奥山社会教育課主査, 相馬公民館事業課長補佐
公開・非公開の別	公開
傍聴者	なし
会議資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 令和元年度旭川市社会基本計画点検・評価報告書(原案)</p> <p>資料2 成年年齢引下げに伴う「旭川市成人を祝うつどい」の対応について(案)</p> <p>資料3-1 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について</p> <p>資料3-2 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の流れ図</p> <p>資料3-3 公民館の「位置付け」見直し検討について</p>

会議要旨

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事

(1) 令和元年度 旭川市社会教育基本計画 点検・評価について

議長	議事(1)について事務局から説明願う。
事務局	(資料1に基づき説明)
議長	<p>基本目標が5つあるということで、1つずつ区切って、質問・意見を願う。</p> <p>まず、基本目標1, 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実に関して、発言願う。</p> <p>事務局の説明では、年度末からのコロナの関係で、いろいろな数値が少し落ちているとのことであった。それでも、科学館の事業のように人気のある事業については、参加者数が伸びているという話もあった。</p>
議長	<p>なければ私から質問したい。</p> <p>資料4ページのジオパーク構想PR事業というのが、かなり回数が伸びていて、2年目ということで伸びているのだと思うが、ジオパークについて、旭川でどのように取り組んでいるのかがよく分からない。このPR事業の回数とその成果・手応えというのはどういう感じなのか、その辺りも含めてジオパークについて教えてほしい。</p>

社会教育課長	<p>社会教育課の中に、ジオパーク構想推進協議会という事務局を平成30年に立ち上げ、それまでは準備会という形で活動していたが、昨年からは、科学館に所属していた専門職員と、まちおこし協力隊として東京から来てもらった専門指導員とで、ジオパークの活動をしている。令和元年度については、PRの回数がかなり増えたという結果になっている。</p> <p>ジオパークの認定に関しては、ジオパーク認定委員会から、地域での盛り上がりが必要、つまり、市民一人一人がジオパークということを理解して、地質の保全やそれを生かした地域づくり、まちづくりに積極的に取り組んでいかなければならないし、そういう姿がないとジオパークの認定にはならないと言われている。まだまだ市民には浸透が薄いので、我々は、そういったPR活動を行っている。それから、広域で取り組んでいるため、周りの町にも同じように啓発事業が必要になってくるので、今それに一生懸命取り組んでいるところである。今はコロナの関係でストップしているが、順次、PR活動を行っていきたいと考えている。</p>
議長	では、社会教育のほうで管轄して行っているということによいのか。
社会教育課長	経過を言うと、最初は環境部で立ち上げたのだが、教育的要素が大きいということで、今は社会教育部で行っている。しかし、地域振興や観光振興など全市民的な関わりもあると思うので、他部局とも連携しながら行っているが、一義的には窓口は社会教育部に置いて取り組んでいるところである。
議長	エコであるとか地球環境ということが今大きな関心の一つになってきているので、これも、社会教育、地域で学びを広げる一つの大きなきっかけになる気がした。ほかに何かあるか。
委員	資料4ページに、図書館の不要になった図書等とあるが、どういうものが不要になるのか教えてほしい。また、資料5ページに、子ども食堂の取組支援とあるが、どの程度どういう風を実施したのかが見えてこなかったので説明をお願いしたい。
中央図書館長	不要になった図書等であるが、市民の方から寄贈を受けた本や、図書館において皆さんにお貸ししなくなった本について、リサイクル市に提供している。例えば、図書館に一定数以上、何冊もある本や、通常いろいろな蔵書をそろえている中で、図書館として資料として配置する必要がなくなったと判断している本などをリサイクル市に提供している。
公民館事業課長	子ども食堂であるが、具体的に言うと、公民館が実施しているというよりも、例えば、ここ神楽公民館であれば、地域の社会福祉協議会の婦人部会が、中心となってボランティア活動をしているが、我々としては、青少年教育の一環ということで、そのための部屋を貸している。公民館が自主的に実施しているわけではないが、現在は神楽と中央と北星の3公民館で取り組んでいる。
議長	ほかになければ、基本目標2、市民の学びを支える環境の整備に進む。質問等、発言願う。
議長	資料16ページのところで、今後、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための新たな生活スタイルが定着していくことを見据え、と説明があったが、さまざまな場面で、一歩二歩先を見通しながら、取り組んでいかないと、社会教育施設の利用という面では、いろいろと住民の不自由を招くのではないかと思う。初めてのことで大変だが、知恵を絞って取り組んでいかなければならない。
社会教育課長	社会教育施設については、先日、社会教育部において、施設の使用に当たったの統一ガイドラインを作成させていただいた。これにより社会教育施設を使用するに当たったの基本的事項を定め、今後は職員それから市民の皆様幅広く周知をして、市民の皆様が自発的に行えるような方向性を目指していきたいと考えている。共通のガイドラインであるので、個別の、それぞれ施設に出されている専門的なガイドラインと合わせて、施設できっちりと周知をして、これから、新しいスタイルで利用していただくということを、市民を守っていくような形で、我々も準備していきたいと考えている。
議長	では、市民に対する使い方のPRのようなものは何か一括して行うのか。
社会教育課長	例えば各施設にガイドラインを置いたり、ホームページに掲載したり、そういった方向で考えている。特別に新聞に載せるというようなことは考えていないが、市民の皆様が分かりやすい形を考えている。
議長	よろしく願います。 では、基本目標3、地域における学びの循環について、質問等、発言願う。

委員	資料22ページの地域学校交流事業というのはどういうものか、教えてほしい。
社会教育課長	地域学校交流事業であるが、市内の小中学校のうち5校で、交流スクールという事業を実施している、学校の中にある、地域の方が、地域で活動するための専門の部屋で、いろいろな交流事業を行うということで、社会教育課の事業として設けている。以前はコミュニティスクール事業と言っていたが、国でコミュニティ・スクールという事業が始まったため、紛らわしいので、交流スクールという名称に変えて実施している。
委員	行事などはあるのか。
社会教育課長	行事であるが、地域の人々が学んで、学校の児童・生徒と交流しながら教える、或いは、世代間でいろいろなやりとりをするなどを目標としている。そのため、完全に貸し館のように、その人たちが使ったらそれで終わりというのではなく、本来の目標としては、地域の人たちと学校の生徒たちが交流しながら、ふれあっていくということが目標である。今はコロナの関係で、今年度中の再開は厳しいと思っているが、そのような事業である。
議長	ほかになければ、先に進める。基本目標4、市民の心豊かにする文化芸術活動の充実に関して、満足度などがかなり高かったという評価がなされているが、質問等、発言願う。
委員	資料27ページの4-1-1文化芸術に親しむ機会の充実のところ、先程どこかで新型コロナに対応した社会教育施設の在り方をこれから模索していくという話が出てきたが、音楽を例に出すと、一つの会場に集まって聞いていくということであったり、或いは、合唱だったら合唱連盟のほうから指針が出ているが、集まって演奏すること自体が難しいということが続くかもしれないというときに、他の地域の社会教育団体に対して、リモート演奏の支援を行うということ、市町村が積極的にしていく、要するに、それぞれの団体の方にノウハウはないのだけれど、そうしたものを市町村が積極的に提供していくことによって、1か所に集まなくても合奏というのが成り立っていく、それを市民に向けてユーチューブで公開していくようなことを、もしできたら、これから新たな演奏の公開の仕方として、そうした形の支援というものも少し考えていただきたい。特に旭川の文化団体の方の年齢層は比較的高いように見受けられるので、そうしたところの技術提供ということも含めて、市民がどのような状況下でも文化に親しむことができるような環境というのが問われているということも、課題と改善に加えていただければありがたいと思う。
議長	今の意見に対して、何かあるか。
社会教育部長	今、スポーツのほうでは、中止となった大きな大会に代わる大会を各競技ごとに企画しているところが多いのだが、文化活動についても、子どもだけではなく、大人の方、或いは民間の興業を行っている方も、コロナの状況を見ながら、そういった活動を再開したい状況だと思われる。特に学校については、カリキュラムは非常に厳しいが、合唱、吹奏楽などの文化活動が、コロナ対策をした上で実現するのかわどなのかということだが、一堂に会すということになると、承知のとおり、人数規模の制限のような工夫をしなければならぬ。要は、100人でやるなら200人入るところで、200人でやりたいのなら400人入るところでやりなさいというような非常に厳しい状況の中で行うことになる。そのような中では、リモートで行うということも一つの方法と思っている。 我々については、施設を持っているところの立場であるため、何とかそういった文化活動を発表できる場所を提供していく、今までも学校関係の皆さんには使用料の減免制度も用いてきているが、さらに、各学校単位で体育館が使えないだとか、大きな会場が必要というような皆さんにも、社会教育部の施設を、あまり経費をかけないで使っていただくようなことを考えなければならぬと思っていて、今ちょうど検討しているところである。 そこで、リモートの支援というものもあると思うが、これについては国や道が動画配信などを支援するという取組を先に行っているため、足りない部分などは、市としても、何か検討していかねばならないと考えているところである。
議長	難しいことだが、今そういう舞台を使って発表するという方々にとっては大変なときに来ているので、いろいろ知恵を絞っていただきたいと思う。 ほかになければ、先に進める。基本目標5、郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成について、彫刻、郷土資料、博物館、アイヌ関連が挙げられているが、質問等はないか。
議長	なければ、資料31ページに、優佳良織の積極的な支援ということで書かれているが、現状と課題について教えていただきたい。

文化振興課長	優佳良織については、ちょうど雪の美術館が閉館になったということで、ここ数週間にぎわっているところだが、教育委員会の立場としては、優佳良織工芸館、染色美術館、雪の美術館の3館と、建物の活用という部分は別として、優佳良織というのは、旭川における、木内綾さんが築かれた技術であるから、その継承を支援するという事業、それに限定した形となるが、これらを平成31年度から始めている。優佳良織工芸館で勤めていた方が、独自に団体を立ち上げて、今、2人ほどの職人の方を鍛えているところである。何しろマニュアルというようなものがなく、手書きのメモや口頭で伝えられたものが、技術伝承の手がかりということなので、一人前になるのに何年かかるのかといった状況であり、1年程たっているが、売り物になるようなものはまだとても作れない状況と聞いている。長い話になると思うが、優佳良織の技術の伝承については、引き継いでいける方向で今模索している状況であると説明できるかと思う。
議長	今、2人の職人と説明があったが、優佳良織について、裾野を広げていくという可能性もあるのか。
文化振興課長	ニュースなどを見て本州から優佳良織を学びたいと来る方もいるが、先程言ったように、一朝一夕にできる技術ではないため、そういう意味では、たくさんの方を募るといった状況よりも1人2人の方を確実に鍛え上げるという方向でいるのが、優佳良織の団体の方の考えだと聞いている。
議長	ほかに何かあるか。
委員	確かにコロナの影響は非常に大きいと思うのだが、グラフを見る限り、コロナの影響とは言えないものも含まれているように見えるものもあったので、そのところは慎重に精査していただきたい。 それから、これは、今年のものではなく、来年以降の課題になると思うのだが、先程の新しい生活スタイルというものが出てきて、コロナが収束しようがしまいが、そこに移行していかなければならないと思う。そうすると、例年のような成果指標というか目標とは変わったものが、必要になるという感じがする。それを検討いただきたい。 また、先程も意見があったが、やはり基本は施設利用ということを考えてこられたと思うし、今後もそれは非常に重要なことであるが、施設を利用しない社会教育事業というのは、恐らく必要になるだろうということを真剣に検討していただければと思う。
議長	今の意見について、何かあるか。
社会教育課長	今の意見の中で、成果指標の話があったが、社会教育基本計画は、平成28年から令和9年度までの12年間の計画となっているので、その中間年に当たる令和3年度に、成果指標を見直すことも考えている。そのため、その際に、指標についても、これからの生活様式も踏まえ、現実的な値に、検討しながら修正をしていきたいと考えている。
委員	資料28ページの郷土の文化を知る取組への参加者数だが、彫刻美術館も博物館も目標値と実績値が大きく離れている。ほかの成果指標は目標と実績がだいたい近づいているが、これだといくら目標を掲げても、少し物足りない。どういった理由が考えられるのか、今後の方向性をどのように考えているか、質問したい。
文化振興課長	彫刻美術館については、4年程かけて改修していて、改修前の入館者数は8000人を超えていたが、お金をかけて新しくして、現在の入館者数が5000人を切っている状況である。理由の一つには、その間に、駅の横にステーションギャラリーという彫刻美術館の分館を持ったということもあると思うが、春光にある本館の入館者数が、改装前を大きく下回っているということの言い訳にはならないと思っている。美術館であるので、本来であれば、展覧会と企画展の形で多くの方を集めたいというのが本音であるが、彫刻という分野であるし、有名な作品を借りてくるといったことも現実的には難しいところである。そういう意味で、これからの彫刻美術館の在り方としては、成果目標の前段のほうにもあるが、子ども向けの彫刻の体験など、彫刻に親んでもらうための取組を進めることで、何とか公的美術館としての役割を果たしていきたいと思っている。学校に彫刻を持ち回る、彫刻の巡回展というのも実施しているが、そういった形で、何とか彫刻美術館に足を運んでいただく方を増やしたいと思っているが、この長期の停滞状況をなかなか打破できていないのが彫刻美術館の現状であり、それを打開する道を模索しているところである。

博物館長	博物館については、入館者数やいろいろな企画展の部分では、目標値を超えている状況であるが、この講座等については、夏休みの子どもたち向けに、体験講座や講演会などを開いているような活動であり、今後いろいろ見直しをしながら、目標に近づけていきたいと思っているところである。
議長	私も昨年度、百寿大学で彫刻美術館学芸員の話の伺い、旭川はたくさんの素晴らしい彫刻家を育ててきたんだなということを知った。長年旭川が大事にしてきた取組というのを、もっと皆さんに知ってもらって、そして、彫刻の見方、彫刻に対する意識を、市民が高めてくれれば良いと思った。 博物館についても、今年度、博物館学芸員に、一昔前の賑わいのあった旭川を、写真等で振り返る事業をお願いした。百寿大学の学生はすごく楽しみにしている。気付かないところに、素晴らしい財産がいっぱいあるので、ぜひ頑張ってもらって市民の目に触れるような形にしていただければと思う。
委員	皆さんのいろいろな意見を聞いていて、私を感じるのには、本当に各場所、各施設等々は素晴らしいものを持っているのだが、全部が単独の感じであるので、それぞれが連携していればもっといいものができるのではないかとということである。例えば彫刻美術館、偕行社は、自衛隊の北鎮記念館とうまく連携してやっていくとか、なぜ偕行社と言うのか知らない、忘れられているということが結構多い。 以前、新聞で見つけて、博物館の昭和の暮らしの展示を見に行ってきた。博物館に入ると、素晴らしいものがたくさんあるのだが、正直言って暗いイメージがある。北海道はどこへ行っても、ほとんどアイヌのもの、それから動植物が展示されているので、今ある形を逆にしてもいいぐらいの感じである。アイヌのものはそれでいいのだが、川村カ子ト記念館に行ったら、また同じようなものがあり、嵐山に行けば、またチセがある。これらをもっとうまく連携させて、見学に来た人がまたそこを回っていくような、そういうことを考えたらいいのではないかと。 私の仲間が道外から来ても、行く場所はほとんどない。私より上の年代の方は、それこそ自衛隊や偕行社に連れて行くところとすごく納得してくれる。私より下の年代の方を連れて行くところがない。だから、そういう部分をもっと連携して、つながっていくことを説明できればいいのではないかと。井上靖記念館も、好きな人が行ったら感心する。もう一つ連れて行こうと、三浦綾子記念館に行ったらまた感心する。それを言わなければそれで終わってしまうので、うまくつないでいけば、いい観光のまちになるのではないかと私は思っている。
議長	意見ということで承る。

## (2) 成年年齢引下げ後の「旭川市成人を祝うつどい」の対象年齢の考え方について

議長	議事(2)について、事務局から説明願う。
事務局	(資料2に基づき説明)
議長	案では、対象年齢は現行どおり、式典の名称、内容は見直すということで、「旭川市はたちを祝うつどい」などとするとされている。意見、質問はあるか。
委員	基本的には、これで賛成だが、いくつか気になるところがある。やはり成人式なので、そこは性格が大きく変わったということのを改めてはっきりさせることが大事だと思う。「はたちのつどい」など、名称の変更については是非やっていただきたい。実際私も、友達に会う目的で参加したようなもので、友達との飲酒等を楽しみにしていたので、ここに書かれた理由は非常に的を射たものであると思ったが、理由の所にこれを入れるのはいかがかと思う。飲酒喫煙は理由にならないと思う。また、振り袖についても書かれているが、趣旨は分かるが格差の問題などもあるので、こういった理由を掲げることには違和感を感じる。もし、このままこの資料をもって提案するのであれば、削除したほうがよいのではないかと。思う。
社会教育課長	1点目の飲酒、喫煙であるが、成年年齢が18歳になっても、個別の法律において18歳は禁止されている事項というのがまだある。その中の一つが飲酒であり、喫煙、ギャンブルもそうであるが、こういったものが全て我々と同じ扱いになるのが20歳ということになる。ここは、文章の書き方の問題になってくると思うので、その辺りを検討させていただく。 2点目の和装文化の継承だが、確かに格差の問題というのも考えたところだが、全国的に、例えば着物協会から要望書があがっていて、18歳、高校生のときにやると、どうしても制服という形になってしまうため、日本古来の和服の文化というものを継承していくためにも是非と、要望されていると承知している。そのため、和装文化の継承という言葉を使っているが、どのように書けばよいか難しいところではあるが、できるだけ違和感のないような書き方を検討させていただく。



委員	できればということで、一応要望する。
議長	今のところ、三重県の伊賀市が対象年齢を18歳に下げると表明したようだが、ほかにはないようである。
社会教育課長	6月中旬に、金沢市が全国中核市に調査したところ、中核市56市のうち、過半数の30市が対象年齢を決定済みであり、それは全て20歳を対象としていた。旭川市も含めた残る26市は検討中であるが、ほとんどが、20歳とする方向での結果であった。
委員	私は、成人の日というのは、国民の祝日となっているので、それを前面に出して、括弧で「はたちのお祝い」というのが一番望ましいと思う。成年年齢が18歳となっても、酒もたばこも満20歳ということで、「成人」という言葉を入れたほうがよく、皆さんに周知すれば、令和4年度以降もよいのではないかと思う。
議長	「はたちを祝う成人のつどい」という名前をつけようとしているところもあるようだ。原案どおりということでおさえてよろしいか。小さな課題等はいくつかあったが、それらについては考慮していただくことでよろしく願います。

### (3) 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討及び諮問について

議長	議事(3)については、先程教育長からもあったが諮問事項となっている。まず事務局から概要を説明願う。
事務局	(資料3-1及び3-2に基づき説明)
社会教育部長	(議長に諮問文交付)
議長	諮問を受けた事項について、今後検討する。事務局から更に説明はあるか。
事務局	(資料3-3に基づき説明)
議長	検討の理由や手法等について、詳しく説明があったが、答申までには何回か会議を開く必要が出てくると思う。スケジュールや皆様の負担を考えると少人数制の専門検討会などを開く方法もあると思うが、そういう方向で進めてもよろしいか。
議長	よろしいようなので、専門検討会を設置して、意見を集約していきたいと思う。ここまでの説明で質問、意見はあるか。また、専門検討会の参加者について、意見のある方はいるか。
議長	いないようなので、事務局案を提示してもらおう。
事務局	平成28年2月の「旭川市社会教育基本計画」の策定時と同様に、専門検討会を設置することとする。専門検討会の人数については、学校教育関係者などの各区分ごとに1人、構成人数の多い社会教育関係者から2人を選出し、これに鈴木議長を加えた7人とする。また、オブザーバーとして旭川市公民館協議会の会長にも参画をいただきたいと考えている。人選については、公民館事業と関係の深い団体から推薦された委員とし、学校教育関係者からは旭川市中学校校長会の神林委員、社会教育関係者からは旭川市青少年育成部連絡協議会の荒木関委員、生涯学習インストラクターまなびあさひかわの渡辺委員、家庭教育関係者からは旭川市民生委員児童委員連絡協議会の佐川委員、学識経験者からは北海道教育大学旭川校の角委員、公募からは赤堀委員を事務局案として提示させていただく。 なお、専門検討会の審議内容については、審議の性質上、旭川市情報公開条例第7条第4号の規定により、非公開としたいと考えているため、審議いただきたい。
議長	専門検討会の参加者について、事務局から提案されたが、いかがか。
議長	意見等がないようなので、事務局案のとおりとする。次に、専門検討会を非公開とすることについても話があったが、説明のとおり非公開で進め、忌憚のない意見を出し合うということで、これについてもよろしいか。
議長	では、専門検討会は非公開として進めることとする。専門検討会について、ほかに事務局からあるか。
事務局	第1回専門検討会の日時であるが、7月中旬以降を考えていて、各委員と調整しながら決定したい。場所については、神楽公民館を予定している。

#### (4) その他

議長	ほかに何かあるか。
事務局	議事(1)の中で、貴重な意見をいただいた。コロナ時代における文化芸術発表の場についてや各施設を回っていくような連携の仕組み作りといったことを教えていただいた。これについては報告書に追記をさせていただくが、具体的な文言については、事務局にらせていただいでよろしいか。 最終的な報告書は、取りまとめ次第、皆様にお配りしたいと思う。
議長	では、これで議事は終了する。

#### 4 閉会